

令和 5 年 第 1 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 月 10 日

柳川市農業委員会

第 1 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 1 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 18名 欠席者 1名

議 題 議案第 1 号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第 5 号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

その他

農業委員

出席委員（18名）

1番 高田 一利
3番 山田 英行
5番 古賀 勝次
8番 三小田 由勝
10番 田中 満義
12番 松藤 一利
14番 島添 茂樹
16番 園田 清美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

2番 亀崎 忠治
4番 吉丸 隆吉
6番 椛島 練二
9番 藤木 邦彦
11番 松藤 政義
13番 松藤 和彦
15番 河口 隆光
17番 阿志賀 一喜
19番 山田 善治

欠席委員（1名）

7番 大淵 秀樹

推進委員

出席委員（19名）

龍 繁 樹
藤木 二三男
椛島 一晴
古賀 宏義
櫻木 利和
高口 勇晴
松藤 稔
鶴田 信行
三浦 榮一
江口 克子

藤吉利 広
亀崎 壽満
梅崎 直祝
野口 秀一
米田 秀俊
平川 貴大
浦 幸之助
原 壽利
吉開 健

欠席委員（0名）

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也
事務局次長 岡 本 斉 直
書 記 田 中 道 博

午後2時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、ただいまから第1回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。お願いします。御着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、山田会長よろしく願いいたします。

○議長（山田善治君）

皆さん明けましておめでとうございます。委員の皆様には、輝かしい年となりましたことをお喜び申し上げます。また、日頃から農業振興につきまして格別なる御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、全国各地で豪雨災害や台風被害が起き、農業被害も発生しました。また、今、鳥インフルエンザが各地で発生している報道がありますが、柳川市の養鶏家の方も大概心配してあるだろうと思っています。

柳川市では大きな被害こそありませんでしたが、世界情勢などにして肥料の高騰、材料の高騰がありまして、農業経営も本当に難しくなるだろうと思っています。

また、担い手の確保などにいろいろ課題がありますが、農業委員会としても新型コロナ感染の収束が見えないところではありますが、農地利用の最適化を推進し、農業経営の向上を図るために頑張っていく必要があると思います。

最後に、今年も作物の順調な収穫ができるよう期待しつつ、皆様の今後の御活躍と御多幸を祈念して、年頭の挨拶と代えさせていただきます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は今年最初の総会でありますので、金子市長に御出席いただいております。

市長より新年の御挨拶をお願いいたします。

○市長（金子健次君）

皆様、明けましておめでとうございます。初会ということで今日、御挨拶に上がりました。

山田会長様をはじめ、委員の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお喜びを申し上げたいと思います。

また、皆様方には日頃より本市の農業振興、発展のみならず、市政の運営に御協力、御尽力をいただいておりますことに対して、心から敬意を表しますとともに、厚くお礼と

感謝を申し上げます。

昨年は、6月に前会長の思いもよらぬ訃報に接しまして、私も大変残念で驚いたところでもございました。その後、8月に山田善治新会長が就任をされまして、さらには先ほど紹介がありました、12月6日には、新たに山田英行氏の農業委員の任命について、柳川市議会の全会一致をもって御同意をいただきました。先日の1月5日になりますが、農業委員の辞令交付を行ったところでもございます。

まだまだ新型コロナの収束も見通せない状況にあります。柳川よかもんまつりなど、各種行事も開催されるなど、ウィズコロナの下に、少しずつコロナ禍前のような動きを取り戻しつつあります。

また、毎年のように全国で発生する自然災害でございますけど、昨年は幸いにいたしまして本市での大きな被害はありませんでした。しかし、一方では、会長が今述べられたように、ウクライナ情勢により様々な物資が高騰するなど、農業の経営面や本市の人と農地に関わる諸課題がありまして、厳しい面があると認識をいたしております。

皆様にはますます御活躍を期待いたしますとともに、本年は被害もなく全ての作物において豊作を迎えられるように祈るばかりでございます。

お正月ですので、少しでもいい話題を提供させていただきたいと思っております。

1つは、今、駅前の夜間工事をやっておりますけれども、あそこに船着場ができます。入り堀ができて、これも福岡県の事業でやっていただいて、若干、道路整備については柳川市がいたしますけど、七、八億円ばかりかかりますが、全て国、県のほうでやっていただくということで、少しでも道路整備を柳川市がいたしますので、柳川市の西鉄柳川駅を降りたら、そこが船着場ということが2年3か月後にはできます。

それともう一つが、むつごろうランドの一面に大型遊具設置をいたします。それも過疎債の適用を受けて70,000千円近くの費用をかけて、子供たちの保護者の方から柳川は何も遊ぶところがないということで、筑後地区に大きな公園整備ができましたけれども、あそこに遊具を設置いたします。また、柳城児童公園のところにも駐車場を完成させまして、そこにも子育てしやすいような環境の整備をいたします。また、子育て拠点施設を造りましたので、そこも前以上に、倍以上のお客様というか、保護者の方がおいでいただいております。そういうことで、子育て環境についてはこれからも考えていきたいと思っております。

もう一つ、これは農業委員会に関する分ですけれども、クリーンセンターの跡地を、

大きい競技場ではありませんけど、陸上競技場を造りたいということで、その分を買い増しいたします。買い増しいたしますと、あそこの用地の田のほうを相談したいと思っておりますので、何年か後には農業委員会のほうにぜひ御審議いただければと考えています。

結びですけど、改めて皆様の知恵と力を結集されまして、これからの地域農業のより一層の発展を切り開いていただくことを期待いたしまして、併せて皆様の御健康と御多幸をお祈り申し上げまして、新年の御挨拶とさせていただきます。1年間よろしく願いいたします。(拍手)

○事務局長（乗富和也君）

金子市長、ありがとうございました。

すみません、冒頭で事務局の順番に不手際がございまして、山田英行委員さんのほうに一言御挨拶を頂戴しなければと思っておりましたが、私が飛ばしてしまいましたので、今から、恐れ入りますが、山田英行委員さんのほうから一言御挨拶をいただければと思います。すみません。

○3番（山田英行君）

改めまして、皆さん、明けましておめでとうございます。

今回より農業委員を務めさせていただくことになりました山田英行と申します。何も分からないことばかりでございますので、皆さんの御指導を得ながらしっかり務めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。(拍手)

○議長（山田善治君）

市長は公務多忙のため退席されます。どうもありがとうございました。

〔金子市長、退席〕

○議長（山田善治君）

本日の出席委員は18名で定足数であります。また、19名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和5年第1回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

議案書の表紙を御覧ください。

令和5年

第1回柳川市農業委員会総会議案

議案第1号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第5号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

その他

令和5年1月10日提出

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

○議長（山田善治君）

今回提案しております案件は、議案第1号から議案第5号までの5件と報告2件であります。

本日の議事録署名委員に、5番古賀勝次委員、15番河口隆光委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

第1号議案 農地法第3条の規定により許可申請について、申請番号1番は〇〇の提出議案でありますので、ここで議長を第一職務代理者であります島添茂樹委員と交代いたします。

〔議長交代、島添茂樹委員〕

○副議長（島添茂樹君）

それでは、議長を交代させていただきます。

また、改めまして、新年明けましておめでとうございます。

それでは早速、第1号議案のほうに入りたいと思います。

第1号議案 農地法第3条の規定により許可申請について、申請番号1番を議題といたします。

本案は議席番号〇〇番、〇〇の提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇の退席をお願いいたします。

〔〇〇、退席〕

○副議長（島添茂樹君）

それでは早速、事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第1号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,391平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、議案第1号、申請番号1番について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は、一筆で〇〇円。

以上、申請番号1番は許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございました。事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第1号、申請番号1番について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成であります。よって、議案第1号、申請番号1番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで〇〇の退席を解除いたします。

〔〇〇、着席〕

○議長（島添茂樹君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番が終わりましたので、ここで議長を交代させていただきます。ありがとうございました。

〔議長交代、山田善治委員〕

○議長（山田善治君）

皆さんどうもありがとうございました。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号2番を議題といたします。

本案は議席番号〇〇番、〇〇の提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇の退席をお願いします。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,797平米、外17筆、合計24,984平米、自作8筆、小作10筆。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、議案第1号、申請番号2番について補足説明を行います。

申請番号2番は、父の〇〇から、子の〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

以上、申請番号2番は許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第1号、申請番号2番について、御意見、御質問はありませんか。どうぞ。

○推進委員（櫻木利和君）

ここで農業委員の資格をちょっと説明ばしてもらっていいでしょうか。

〇〇は耕作面積249aで面積からいくと全部子のほうに渡してありますね。それで、農業委員の条件とかなんとか、そこら辺を説明してもらったら。全部渡してしまっただけで農業委員の資格があるのでしょうか。

それと、まだほかに作付があるのでしょうか、質問します。

○事務局長（乗富和也君）

ただいま櫻木委員さんのほうからの御質問の内容ですけれども、議案にありますとおり、〇〇の所有の農地を全部息子さんに譲ろうとしてあると。それで農業委員等の資格は大丈夫なのかということによろしいですかね。

○推進委員（櫻木利和君）

はい。

○事務局長（乗富和也君）

農業委員の資格については、耕作面積までは資格要件にはなっていないんです。例えば、学識経験者でも、最終的になるならまた別の手続ですけど、応募とかは可能です。ただ、なられるときの当初は、当然、経営もなさってあったからですね。

それで、今現在で例えばもう譲ってしまおうとしたときに農業委員の資格まで一緒になくなるのかというと、そうはなっておりませんので。一応、任期中の委員としては引き続き可能でございます。

○8番（三小田由勝君）

以前、委員になるには何反かの面積要件があったはずですが。

○事務局長（乗富和也君）

ああ、前がですね。それは、面積要件は今の制度になってからはないんですよ。

一応、息子さんの住んであるところがまた〇〇ということで、世帯の住所が違うけど、例えば、同じ家に、同じ世帯に親と子が住んでいてお父さんが農業委員をされていた。その現職のうちに子に全部譲るという場合、農地の所有世帯として経営は見ますので、世帯としては面積があると。ただ、名義の個人の分としてがなくなるというふうな理解になるかと思えます。ちょっと分かりにくいですかね。

○8番（三小田由勝君）

ちょっとそれなら農業に携わっていなくても委員応募は可能ということですね。

○事務局長（乗富和也君）

制度上の応募は可能です。ただ……

○8番（三小田由勝君）

何か要件があったでしょう。

○事務局長（乗富和也君）

私が前の制度のほうを逆によく知らないところがありまして、当然、選挙のときはその選挙権を持っている人自体が10アール以上ある人とか、それが制度としてあったと思うんですよ。だから、そこに立候補をされる方についても、当然一定の面積の経営というのが多分条件としてあったのかなと思いますけど、今の新たな制度になってからは、面積をこのくらい経営していないといけないというふうな縛りは一切ついていないんですよ。というふうな説明でよろしいでしょうか。

○推進委員（櫻木利和君）

はい。

○議長（山田善治君）

よございますかね。難しいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りします。御意見、質問はあったと思います。御理解していただいたと思います。

採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成です。よって、議案第1号、申請番号2番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで、〇〇の退席を解除します。

〔〇〇、着席〕

○事務局長（乗富和也君）

先ほど経営面積の関係を説明した分で補足をさせていただきたいと思います。

面積経営の縛りはないですけれども、柳川市の農業委員会として、現在、農業委員さんが定数19名になっております。今度改選のとき、スタートをするときに、19人のうち認定農業者の方が半分以上いないといけないというふうな決まりはございます。認定農業者、もしくは認定農業者に準ずる方ですね。そういった方が19人のうちに半分越していないといけないですと、その縛りがございますので、補足をさせていただきます。

○議長（山田善治君）

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号3番から11番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田。こちらは空白ですが、田と記入をお願いします。面積2,038平米、外2筆、合計3,045平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田。面積1,826平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田。面積3,814平米のうち1,793平米。こちらは小作と書いてありますが自作の間違いですので、「小」を「自」のほうに修正をお願いいた

します。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田。面積637平米、外1筆、合計1,710平米。こちらにつきましても「自作」と書いてありますけれども、「小作」のほうで修正をお願いいたします。「自」を「小」で修正をお願いいたします。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田。面積199平米、外1筆、合計729平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田。面積331平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

議案書の4ページを御覧ください。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田。面積2,189平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号10番、農地の所在、〇〇、地目・田。面積495平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号11番、農地の所在、〇〇、地目・田。面積962平米のうち、7.93平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本斉直君）

それでは、議案第1号、申請番号3番から11番について補足説明を行います。

申請番号3番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は、3筆全てで〇〇円。

申請番号4番は、貸付人の〇〇から、借受人の〇〇へ使用貸借権の設定を行うための申請です。

申請番号5番は、経営縮小する〇〇から、新規就農の〇〇へ賃借権の設定を行うための申請です。

こちらにつきましては、新規就農のため別紙の営農計画書を配付しております。お読み取りください。

申請番号6番は、父の〇〇から、子の〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号7番は、弟の〇〇から、兄の〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号8番は、伯父の〇〇から、甥の〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号9番は、離農する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は、1筆で〇〇円。

申請番号10番は、離農する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は、1筆で〇〇円。

申請番号11番は、〇〇所有の農地に、〇〇が排水管を布設する目的の地役権を設定するための申請です。

以上、申請番号3番から11番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第1号、申請番号3番から11番について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

全員賛成であります。よって、議案第1号、申請番号3番から11番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第2号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積331平米、外1筆、合計469平米。申請人、〇〇。転用目的、太陽光発電設備。

○事務局次長（岡本斉直君）

それでは、第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇が、太陽光発電設備を建設するための申請です。

こちらは、用途地域内の第1種住居地域となりますので、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第2号について、御意見、御質問はありませんか。どうぞ。

○推進委員（亀崎壽満君）

ちょっと知らないから聞きよるだけです。太陽光発電設備で転用すると、転用後の地目は何になりますか。

○事務局次長（岡本斉直君）

亀崎委員の質問にお答えいたします。

恐らく雑種地になってくるかと思われます。

○推進委員（亀崎壽満君）

そうすると、雑種地に1回なると、今度太陽光発電設備をやめて小屋を建てる、家を建てるというのは可能ですか。

○事務局次長（岡本齊直君）

まず、今回の申請で農地から外れまして、そして、それがきちんと目的どおり完了の結果を報告受けて承認されますと、農地以外のものとなりますので、仮に雑種地に登記をされていて、今度、太陽光発電をやめられて、小屋なりなんなり建てられるというのは全然可能だと思います。

○推進委員（亀崎壽満君）

分かりました。

○議長（山田善治君）

いいですか。

○推進委員（亀崎壽満君）

はい、分かりました。

○議長（山田善治君）

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

全員賛成であります。よって、議案第2号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の6ページを御覧ください。

議案第3号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積359平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、建売住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,827平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、海苔資材置場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積173平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、物干し置場。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,265平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、特定建築条件付売買住宅。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が、建売住宅1棟を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が、海苔資材置場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇が、自己用住宅の敷地を拡張し物干し置場を建設するための申請です。

契約の種類は贈与。

申請番号4番は、譲受人、〇〇が、特定建築条件付売買住宅4棟を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番及び3番の農地区分はおおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、1番は集落接続のため、3番は既存の敷地面積の2分の1以内の拡張として設置されるものであるため、いずれも転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番の農地区分は、用途地域内の第1種住居地域のため、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号4番の農地区分は、西鉄矢加部駅から300メートル以内のため、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第3号について、御意見、御質問はありませんか。どうぞ。

○8番（三小田由勝君）

4番の特定建築条件というのは、普通の住宅じゃないわけですか。

○事務局（田中道博君）

お答えします。

特定建築条件付売買は、基本的に注文住宅という認識でいいと思います。

○8番（三小田由勝君）

買い手が決まってするわけ、普通の建売住宅とかと違うわけですか。

○事務局（田中道博君）

そうですね。建売住宅と注文住宅は違うのでですね、ある程度、購入者が家を自由に決められるような、購入者が自分で家の間取りとかを決められるような設定の転用目的になります。ただし、契約書とかが、そういったのをつけてもらうというのが条件であったりします。

○8番（三小田由勝君）

はい、分かりました。

○事務局次長（岡本齊直君）

補足で説明をしておきます。

今回の案件につきましては、〇〇が分譲じゃないですけども、区画を整理いたしまして、

そしてそこに、ある建築会社が、必ず建物を建てますよという内容の転用の許可申請となっております。

そして、その建物につきましては、建築会社が自分で勝手に建てるのではなくて、購入されるお客様が、このような住宅を建てたいというような条件で整備されていくという内容になりますので、特定建築条件付売買住宅というような呼び方になっております。

○2番（亀崎忠治君）

いいですか。

○議長（山田善治君）

はい。

○2番（亀崎忠治君）

逆に言うと、その土地を買って、自分が大工さんを連れてきてそこに建てるんじゃなくて、その土地を買って、そして向こうの大工さんが建てるということでしょう。

○事務局次長（岡本齊直君）

そうです。

○議長（山田善治君）

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

全員賛成であります。よって、議案第3号について、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたしま

す。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

議案第4号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積371平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,512平米、外2筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,216平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積198平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,419平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番と2番は昭代地区、3番と4番は大和地区、5番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りします。議案第4号の申請番号1番と2番は、推進委員の柁島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号3番と4番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦

幸之助委員、松藤 稔委員、申請番号5番は、推進委員の鶴田信行委員、原 壽利委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの9名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第4号については、先ほどの9名の委員を指名することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案第5号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、A4サイズ2枚ものの、別紙、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、こちらにつきましては令和5年1月10日と書いてありますけれども、訂正のほうをお願いいたします。令和5年1月11日をお願いいたします。

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転。地目別・田。農用地の利用内容、水田として。面積30,033平米、筆数21筆。売り手6名、買い手6名。

2枚目を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積1,388平米。所有権を

移転する者（売り手）、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和5年1月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇、外9件となっております。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第5号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

全員賛成でございます。よって、議案第5号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に、報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の9ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年12月1日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積371平米、外1筆、合計1,396平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。備考、離作料なし。外11件です。

続きまして、議案書の11ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年12月9日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積331平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。備考、解約日、令和4年12月9日。

報告は以上です。

○議長（山田善治君）

以上で議案及び報告全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

連絡事項を申し上げます。

連絡2点ございます。

まず1点目ですけれども、あっせん委員に指名されました推進委員さんには、後ほど資料をお渡ししますので、よろしく願いいたします。

2点目が、次回、2月の総会でございます。次回、2月の総会を2月10日金曜日、時間は同じく午後2時からこちらで開催したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（山田善治君）

これをもちまして、令和5第1回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後3時00分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年1月10日

柳川市農業委員会会長 山田善治

会議録署名委員 古賀勝次

〃 河口隆光